

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成19年法律  
第104号)第13条第1項及び省令第7条に基づく

監督員確認印

(別紙3)

記入例

建築物

作業内容欄は該当する作業の有無についてチェックしてください。

1. 分別解体等の方

左記の作業内容欄が有の場合のみ、建設資材廃棄物の分別解体等の方法についてチェックしてください。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工	作業内容	分別解体等の方法	
			<input type="checkbox"/> 手作業	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	①仮設	足場仮囲い、養生、山留工、浅橋工覆工などの設置又は撤去等	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業
	②土工	路盤掘削、土砂等の掘削、盛土、埋戻し、締め固め等を行う工事等	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業
	③基礎	人孔や管きょの基礎、橋脚、橋台の基礎・基礎ぐいなどの設置又は撤去等		<input type="checkbox"/> 手作業
	④本体構造	道路であれば、舗装・街きょ等、橋梁であれば橋脚・橋台・桁・舗装等、河川であれば堤防、護岸等の設置又は撤去等		<input type="checkbox"/> 手作業
	⑤本体付属品	道路や橋梁に取り付けられた照明、擁壁に添架されたガードレール、防音壁、電信柱に取り付けられた信号機、案内板、駐車場に設置されたゲート等		<input type="checkbox"/> 機械作業の併用
	⑥その他	①～⑤に該当しない工種等。 記入する際はカッコ内に具体的に記入してください。		円(税抜き) ※受注者の見積金額を記入する。

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の新築工事等の場合は「なし」と記入してください。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
特定建設資材廃棄物である4種類のうち、当該工事で発生する資材を記入してください。 なしの場合は「なし」と記入してください。		
		上記3.に記入した特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用について記入してください。なしの場合は「なし」と記入してください。

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費等)

(注) ・運搬費を含む。

円(税抜き)

※受注者の見積金額を記入する。